http://www.city.koto.lg.jp http://www.city.koto.lg.jp/m(携帯)

情報公開と個 平成26年度実施状況報告 情報保護

情報公開制度

あります。 めの制度で、 れた区政運営を保障していくた 説明責任を果たし、公正で開か らかにすることで、皆さんへの ○開示請求制度 る行政情報の内容を具体的に明 情報公開制度は、区が保有す 次の3つの制度が

)情報公表制度 提供するもの 出を受けて区が任意に情報を)情報提供制度

条例上の請求とは異なり、

申

もの

開示請求権に対する義務的な 江東区情報公開条例に基づく

が義務的に情報を公表するも 請求や申出を前提とせずに区 平成27年3月31日現在

取下げ

情報公開の実施状況

計

件

199

5,681

5,880

開示可否の決定件数

件

А В 件

件

86 0 11

86

99件、残り5、681件は情 0件でした。このうち開示請求 るものです。 報提供申出 求 (申出) 件数は、延べ5、88 (義務的開示) によるものが1 平成26年度の公文書の開 (任意的公開) によ

開示

件

102

5,681

請求件数

件

199

5,681

5.880

以上ある65歳以上の方の利用者

たが、8月からは、所得が一定 利用者負担割合は一律1割でし

これまで介護保険サービスの

負担は2割に変更となります。

保有する土木・建設関係文書に ついて開示を求めるものが計1 うち都市整備部または土木部が 関するものが158件で、その 施機関別内訳は、区長の事務に 開示請求(義務的開示)の実 平成26年度情報公開個人情報保護制度の実施状況

区分

公文書開示請求

(義務的開示) 情報提供(任意開示)

00件と最も多くなっています。

その他の実施機関別内訳は、

する食品衛生等の関係文書等が 都市計画決定図書の関係文書等 部が保有する建築計画概要書、 の主なものとしては、都市整備 468件でした。 が5、097件、保健所の保有

方、 件 区には、個人情報を

教育委員会が24件、区議会が13 査委員が2件でした。 情報提供申出(任意的公開) 選挙管理委員会が2件、監

八情報保護制度

目己情報開示等請求の

利用停止を請求する権利を保障 情報の開示、訂正、削除および 皆さんに、区が保有する自分の 個人情報保護制度は、区民の

した。 籍、税証明関係書類等が58件で 保有する印鑑登録、住民票、戸 書類等が4件、その他区民部が 部の保有する介護保険認定関係 28件あり、主なものは、福祉 自己情報の開示請求件数は1

自己情報の訂正請求件数は1

なルールを義務付けるものです 適正に取り扱うため、次のよう ○個人情報の漏えい、改ざん、 ○利用目的を明確にした個人情 の必要な措置 滅失その他の事故防止のため 報の適正な収集

○個人情報に関する業務登録と ファイル登録

○目的外利用や外部提供の原則

○職員や受託業務従事者等への)個人情報に係る業務処理を外 員による意見聴取 部へ委託する場合等の外部委

件ありました。 止の請求はありませんでした。 自己情報の削除および利用停

のパソコン(無料)を設置して ほか、複写機(有料)と閲覧用 重要な基本計画、予算書、決算 細は、区役所2階こうとう情報 調書等の区政資料が閲覧できる ナーでは、区の長期計画その他 ナー」で閲覧できます。同コー ステーション内「情報公開コー これらの請求・決定状況の詳 区議会本会議録、入札経過

窓口

気軽にご相談ください。 か、各課でも行っています。 情報公開個人情報保護窓口のほ **問** 広報広聴課情報公開個人情 各制度の利用請求の受付は、

1割負担

 $\mathbf{2}$ (3647)4022

定以上 |担が1割から2割に変更 あ所 得のある方が対象 ビスの利用者

要支援・要介護認定を受けて

得金額が160万円以上で、年

一定以上の所得(本人の合計所

利用者負担が2割となるのは、

わけではありません。

象者すべてが2倍の負担になる 上限があるため、2割負担の対 サービス費の支給による負担の 上)がある方です。※高額介護 2人以上世帯で346万円以

いる方に負担割合証を発送

要支援・要介護認定を受けて

負担割合の判別フロー

はい

介護保険サービス利用 本人(第1号被保険者)が生活保 護受給者または住民税非課税者 である

証」を7月21日 合が何割かを示した「負担割合 いる方全員に、ご自身の負担割 にお送り

問 介護保険課資格保 険料係 3



いいえ いいえ 本人の合計所得金額(※1)が 1割負担 160万円以上である

はい 世帯内に他の第1号被保険者が いる(一人世帯は「いいえ」へ) いいえ はい

世帯の第1号被保険者全員の年 金収入+その他の合計所得金額 (※2)が346万円未満である

はい

本人の年金収入+その他の合計 所得金額(※2)が280万円未 いいえ

2割負担

満である はい 1割負担

いいえ 2割負担

1割負担 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控 除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、土地建物等の譲渡所得がある場合には特別控除前の金額、繰越損失がある場合には繰越控除前の金額をい います。 ※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金所得を除いた額です。

★「第1号被保険者」とは、65歳以上の方です。40歳以上64歳以下の医療保険加入者は、

第2号被保険者になります。第2号被保険者の負担割合は一律に1割負担です。

介護の仕 求められる人材像 に興味がある方へ を学ぶ研修

型負担 のある。 護事業に

業界で働くことを検討している ています。そこで、今後、介護 これからの超高齢社会に向け 介護人材の確保が求められ

護のやりがいや楽しさを学ぶ研 修を実施します。 介護現場の見学等を通して、介 ての講義や、介護技術の体験、 来性、求められる人材像につい い方等を対象に、介護業界の将 が、介護業界での就労経験がな

労サポートや、 修了後は、介護事業所への就

介護関連資格取 (墨田区錦糸2-5-

6日は(株)日本教育クリエイ陽6-2-17)、8月30日、9月合福祉センター第1研修室(東8月29日、9月5日は高齢者総 10時~午後4時(全 9月5日 (土)・6日 ぜひ一歩を踏み出し ト三幸福祉カレッジ錦糸町教 **時** 8月29日 (土)・ 4 回 日 日

得研修の案内等を行 護の仕事に興味や関

護技術

のデモンストレーション

介護保険のしくみ等)、

(担) 内介護

の 基

礎知

識

(移動介助等)、

施設見学会、介

心のある方、 みません 午前 旦

ら電 護職員による講話、キャリアコ イト三幸福祉カレッジへ ンサルタントによる個別相談 申 締 電話で(株)日本教育クリエ巴 7月27日(月)午前9時か脚 8月21日(金)午後5時 **3** (3343)29 エか

(3647)918

問

科(見学施設までの交通費は自めある方20人(申込順)[費] 無護事業所への就業に興味や関心 基礎介 こうとう区報では、本文の文字に見やすく読み間違えにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。